猪名川町住民投票条例（案）

令和　　年　　月　　日

条　例　第　　　　　号

（目的）

第１条　この条例は、町政に関する重要な事項について直接住民の意思を問う住民投票を実施するための必要な事項を定めることにより、住民の町政参加を推進し、もって公正で民主的な町政運営の向上及び住民自治の推進に資することを目的とする。

（住民投票に付すことができる事項）

第２条　この条例において町政に関する重要な事項（以下「重要事項」という。）とは、現在又は将来の町政に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、町及び住民全体に利害関係を有し、住民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるものについて行うことができる。ただし、次に掲げる事項を除く。

⑴　町の権限に属さない事項。ただし、住民福祉の利害に直接関わる場合は、この限りでない。

⑵　住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

⑶　法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

⑷　専ら特定の住民若しくは地域又は自治会に関係する事項

⑸　町の組織、人事、財務に関する事項

⑹　金銭の増減又は徴収に関する事項

⑺　前各号に掲げるもののほか、住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項

（投票資格者）

第３条　住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、町に住所を有する年齢満１８年以上の日本国籍を有する者であって、かつ、町に住民票が作成された日（他の市区町村から町に住所を移した者にあっては、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条の規定による届出をした日）から引き続き３箇月以上町の住民基本台帳に記録されている者とする。

（請求又は発議）

第４条　前条に規定する投票資格者は、その総数の５分の１以上の者の連署をもって、その代表者から町長に対して書面により、住民投票の実施を請求することができる。

２　議会は、議員定数の１２分の１以上の者の賛成をもって議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を書面により請求することができる。

３　町長は、議会との協議を経た上で、自ら住民投票を発議し、実施することができる。

４　第１項から前項までの規定による請求又は発議により住民投票を行うことができる事項は一の請求又は発議につき、一の事項のみとする。

５　町長は、第１項又は第２項の規定による請求があったときは、その請求の内容が第２条第１項各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を実施しなければならない。

（住民投票の形式）

第５条　前条第１項から第３項までの規定による請求又は発議に当たっては、投票資格者が容易に内容を理解できるような設問により、二者択一で賛否を問う形式でなければならない。

（代表者証明書の交付等）

第６条　第４条第１項の規定により住民投票の実施を請求しようとする者（以下「請求代表者」という。）は、規則の定めるところにより、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書に住民投票を行おうとする事項及びその趣旨を記載した請求書（以下「住民投票実施請求書」という。）を添え、町長に対し、請求代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があった場合において、住民投票実施請求書に記載された請求内容が第２条第１項各号に該当すると認められるときは、その申請を却下するものとする。

３　町長は、第１項の規定による申請があった場合において、住民投票実施請求書に記載された請求内容が前条に規定する形式に該当しないと認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。

４　町長は、前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、第１項の規定による申請を却下するものとする。

５　町長は、第１項の規定による申請があったときは、請求代表者が当該申請の日現在において投票資格者であることを確認するとともに、住民投票を行おうとする事項が第２ 条第１項に該当するかを決定しなければならない。この場合において、該当すると決定したときは、速やかに代表者証明書を交付しなければならない。

６　町長は、前項の規定により、代表者証明書を交付したときは、速やかに次に掲げる事項について告示しなければならない。

⑴　代表者証明書を交付した旨

⑵　代表者証明書の交付年月日

⑶　請求代表者の住所及び氏名

⑷　前項の規定により該当すると決定をした日の前日現在の第３条に定める者の総数

⑸　前号の投票資格者の総数のうち、第４条第１項に規定する住民投票の請求に必要な署名数

７　町長は、第５項の規定により、該当しないと決定した場合は、速やかにその旨を請求代表者に通知しなければならない。

（署名収集の方法等）

第７条　請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿（以下「署名簿」という。）に住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、第３条に定める投票資格者に対し、規則の定めるところにより、署名等（署名し、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

２　町の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、兵庫県の議会の議員若しくは知事の選挙又は町の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第９２条第４項に規定する期間、署名等を求めることができない。

３　署名等は、前条第６項の規定による告示のあった日から１箇月以内の期間（前項の規定により署名等を求めることができなくなる期間がある場合においては、当該期間を除き、前条第６項の規定による告示のあった日から３１日以内の期間）に限り、これを求めることができる。

（署名簿の提出等）

第８条　請求代表者は、署名簿に署名等をした者の数が必要署名数以上に達したときは、前条第３項に規定する期間満了の日の翌日から当該日以後５日までの間に、署名簿を町長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条に規定する署名審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

２　町長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、同項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとする。

（署名審査名簿の調製）

第９条　町長は、第６条第５項の規定により住民投票を行おうとする事項に該当すると決定をしたときは、署名審査名簿（当該決定をした日の前日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

２　町長は、前項の規定により署名審査名簿の調製をしたときは、規則の定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、署名審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。

３　第１項の規定による署名審査名簿の調製に関し不服のある者は、前項の規定による閲覧の期間内に文書をもって町長に審査請求することができる。

４　町長は、前項の規定による審査請求を受けたときは、その申出を受けた日から３日以内にその申出が正当であるかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときにあっては、その申出に係る者を速やかに署名審査名簿に登録し、又は署名審査名簿から抹消し、並びにその旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときにあっては、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

５　町長は、第１項の規定により署名審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に署名審査名簿に登録されるべき投票資格者が署名審査名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を速やかに署名審査名簿に登録しなければならない。

（署名簿の審査及び署名収集証明書の交付）

第１０条　町長は、第８条第１項の規定により証明を求められたときは、その日から２０日以内に署名簿に署名等をした者が署名審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

２　町長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

３　町長は、前項の規定による署名等の審査が終了したときは、その日から７日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

４　署名簿の署名等に関して不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって町長に異議を申し出ることができる。

５　町長は、前項の規定による審査請求を受けたときは、その申出を受けた日から１４日以内にその申出が正当であるかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときにあっては、速やかにその旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかに第１項の規定による証明を修正し、その旨を申出人に通知しなければならない。

６　町長は、第３項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき又は前項の規定による全ての異議について決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

７　町長は、前項の有効署名等の数が第６条第６項第５号に規定する住民投票の請求に必要な署名者数を超えていることを確認したときは、住民投票実施請求署名簿証明書を請求代表者に交付しなければならない。

（住民投票の執行）

第１１条　住民投票は、町長が執行するものとする。

２　町長は、第４条第１項に規定する町民請求又は同条第２項に規定する議会請求を受理したときは、当該請求を受理した日から５日以内に住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者又は議会の議長に通知しなければならない。

３　町長は、前項の規定により住民投票の実施を決定したとき又は第４条第３項の規定により自ら住民投票の実施を決定したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

４　町長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の２の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を猪名川町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

（住民投票の期日）

第１２条　町長は、前条第３項の規定による告示を行った日の翌日から起算して３０日を経過して９０日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。

２　町長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の５日前までに告示しなければならない。

３　町長は、第１項の投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、兵庫県の議会の議員若しくは知事の選挙又は町の議会の議員若しくは長の選挙が行われるとき、その他町長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

４　町長は、前項の規定により投票日を変更したときは、当該変更後の投票日を速やかに告示しなければならない。

（投票所）

第１３条　投票所は、選挙管理員会の指定した場所に設ける。

（投票資格者名簿の調製）

第１４条　町長は、第１２条第１項の規定により投票日を定めたときは、規則の定めるところにより投票資格者名簿を調製しなければならない。

２　第９条第２項から同条第５項の規定は、投票資格者名簿の抄本の閲覧及び異議の申出について準用する。

３　町長は、投票資格者名簿に登録されている者について、次の場合に該当するに至ったときは、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。

⑴　第３条に規定する者でなくなったことを知ったとき。

⑵　町の住民基本台帳の記録から消除されたことを知ったとき。

⑶　第１項の投票資格者名簿の調製時において、登録の要件を満たしていないことを知ったとき。

（投票資格者でない者の投票）

第１５条　投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

（投票の方法）

第１６条　住民投票の投票は、一の事項に対して１人１票の投票とし、秘密投票とする。

２　住民投票の投票を行う投票資格者（以下この条及び次条において「投票人」という。）は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

３　投票人は、投票人の自由な意思に基づき、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

４　点字による投票の方法は、規則で定める。

５　前２項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

（期日前投票等）

第１７条　前条第２項の規定にかかわらず、投票人は規則の定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（無効投票）

第１８条　次のいずれかに該当する投票（点字による投票を除く。）は、無効とする。

⑴　所定の投票用紙を用いないもの

⑵　○の記号以外の事項を記載したもの

⑶　○の記号のほか、他事を記載したもの

⑷　○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの

⑸　○の記号を投票用紙の選択肢のいずれかに記載したのか判別し難いもの

⑹　白紙投票

（開票所）

第１９条　開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（情報の提供）

第２０条　町長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関する必要な情報を町の広報その他適当な方法により住民に提供しなければならない。

２　町長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

（投票運動）

第２１条　住民投票に関する投票運動は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

（住民投票結果の告示及び通知）

第２２条　選挙管理委員会は、開票を行ったときは、直ちにこれを告示するとともに、町長に通知しなければならない。

２　町長は、前項の規定による通知があったときは、当該住民投票に係る請求代表者及び町議会議長にこれを通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第２３条　住民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の４分の１以上に達したときは、議会及び町長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない。

（再請求等の制限期間）

第２４条　住民投票が実施されたときは、その結果が告示された日から２年が経過するまでの間は、同一の事項又は同旨の事項について第４条第１項から第３項までの規定による請求又は発議を行うことができない。

（投票及び開票）

第２５条　この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）及び公職選挙法施行規則（昭和２５年総理府令第１３号）並びに公職選挙法に基づく選挙運動等に関する規程（昭和３８年選挙管理委員会告示第１２号）の規定の例による。

（委任）

第２６条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。